

## 国と地方公共団体との間の人事交流の実施状況

○ここでいう人事交流とは、以下の条件を満たす出向をいいます。

- ① 形態：出向元に復帰することを前提としていること。
- ② 身分：身分が、海事職俸給表、教育職俸給表及び医療職俸給表の適用職員並びに国家公務員である地方警務官（警視正以上）でないこと。

○平成25年以前の数は総務省による「国と地方公共団体との間の人事交流状況」より抜粋したものです。

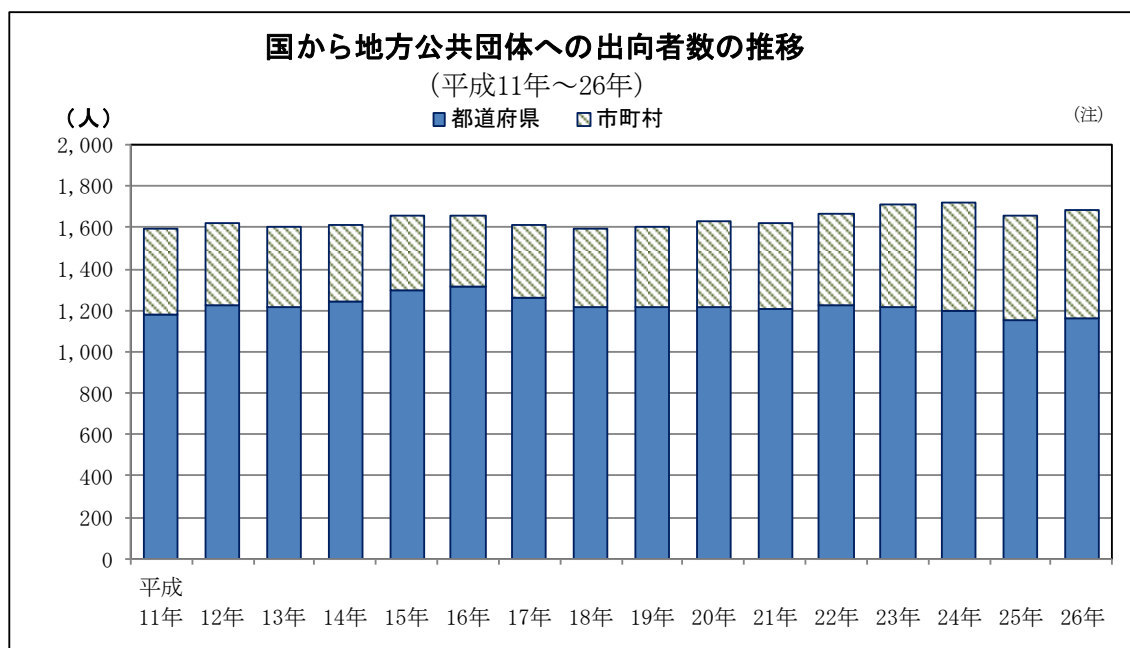
### 1 人事交流状況の概要

平成26年10月1日現在における、国と地方公共団体との間の人事交流の実施状況の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 国から地方公共団体への出向者数

(平成25年8月15日の実績からの増減)

総数	1,684人	(+ 31人)
うち、都道府県へ	1,161人	(+ 13人)
市町村へ	523人	(+ 18人)



**国から地方公共団体への出向者数の推移**  
(平成11年～26年)

(単位：人) (注)

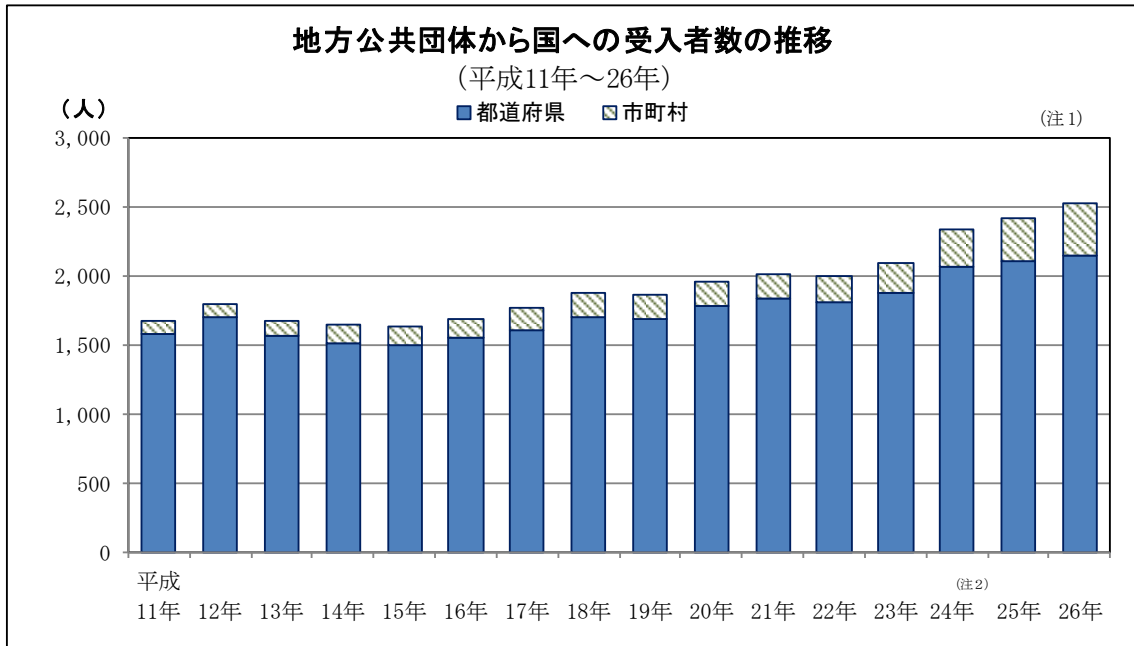
	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数	1,590	1,619	1,606	1,612	1,662	1,661	1,613	1,590	1,604	1,627	1,617	1,666	1,712	1,722	1,653	1,684
都道府県	1,177	1,226	1,219	1,239	1,295	1,313	1,259	1,217	1,213	1,219	1,210	1,220	1,213	1,198	1,148	1,161
市町村	413	393	387	373	367	348	354	373	391	408	407	446	499	524	505	523

(注) 平成26年のみ10月1日現在の数。平成25年以前の数は総務省による「国と地方公共団体との間の人事交流状況」より抜粋した各年8月15日の実績の数。

(2) 地方公共団体から国への受入者数

(平成25年8月15日の実績からの増減)

総数	2,533人	(+110人)
うち、都道府県からの受入者数	2,152人	(+ 44人)
市町村からの受入者数	381人	(+ 66人)



地方公共団体から国への受入者数の推移  
(平成11年～26年)

(単位：人) (注1)

	平成 11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	(注2) 24年	25年	26年
総数	1,680	1,796	1,680	1,642	1,638	1,692	1,764	1,873	1,862	1,957	2,018	1,996	2,093	2,338	2,423	2,533
都道府県	1,578	1,699	1,563	1,508	1,502	1,553	1,612	1,706	1,689	1,777	1,837	1,813	1,874	2,060	2,108	2,152
市町村	102	97	117	134	136	139	152	167	173	180	181	183	219	278	315	381

(注1) 平成26年のみ10月1日現在の数。平成25年以前の数は総務省による「国と地方公共団体との間の人事交流状況」より抜粋した各年8月15日の実績の数。

(注2) 平成24年から、他の省庁を経由して外務省へ受け入れている職員を含めることとした。

2 府省別の人事交流状況

平成26年10月1日現在における、国と地方公共団体との間の人事交流についての府省、役職別の状況は、別表1～4を参照してください。

別表1：府省、役職別国から地方公共団体への出向者数

別表2：府省、役職別地方公共団体から国への受入者数

別表3：府省別国から地方公共団体の部長級以上の役職への出向状況

別表4：府省別地方公共団体から国の室長級以上の役職への受入状況



別表2 府省、役職別地方公共団体から国への受入者数

(平成26年10月1日現在、単位：人)

	地方から国への出向(総数)									地方から国への出向(本省)									地方から国への出向(地方支分部局等)									
	都道府県					市町村				都道府県					市町村				都道府県					市町村				
	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他	室長級以上	課長補佐級	その他				
総数	2,533	2,152	3	586	1,563	381	0	37	344	1,308	1,155	2	355	798	153	0	33	120	1,225	997	1	231	765	228	0	4	224	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	32	15	0	3	12	17	0	2	15	19	15	0	3	12	4	0	2	2	13	0	0	0	0	13	0	0	13	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	77	51	1	6	44	26	0	6	20	77	51	1	6	44	26	0	6	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	15	15	0	2	13	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	14	14	0	1	13	0	0	0	0	0
外務省	142	137	0	0	137	5	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	137	0	0	137	5	0	3	2	
財務省	69	57	0	0	57	12	0	0	12	11	8	0	0	8	3	0	0	3	58	49	0	0	49	9	0	0	9	
文部科学省	78	53	1	14	38	25	0	4	21	78	53	1	14	38	25	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	92	55	0	31	24	37	0	13	24	67	39	0	25	14	28	0	13	15	25	16	0	6	10	9	0	0	9	
農林水産省	83	63	0	7	56	20	0	1	19	74	57	0	6	51	17	0	0	17	9	6	0	1	5	3	0	1	2	
経済産業省	50	15	0	1	14	35	0	0	35	16	13	0	1	12	3	0	0	3	34	2	0	0	2	32	0	0	32	
国土交通省	288	103	1	20	82	185	0	2	183	63	33	0	10	23	30	0	2	28	225	70	1	10	59	155	0	0	155	
環境省	61	46	0	25	21	15	0	6	9	58	43	0	24	19	15	0	6	9	3	3	0	1	2	0	0	0	0	
防衛省	3	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	2	0	0	2	
警察庁	1,523	1,523	0	475	1,048	0	0	0	0	826	826	0	263	563	0	0	0	0	697	697	0	212	485	0	0	0	0	
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	5	5	0	0	5	0	0	0	0	5	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	4	3	0	0	3	1	0	0	1	4	3	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	4	4	0	0	4	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	5	0	2	3	1	0	0	1	6	5	0	2	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 本資料は、各府省等に対する調査に基づき、内閣官房内閣人事局において作成したものである(なお、地方公共団体における調査を行った場合、出向後の異動の取扱いや転籍者の取扱い等に差異があり得るため、本資料とは若干異なる結果となり得る。)

※ 海事職俸給表、教育職俸給表、医療職俸給表適用職員及び国家公務員である地方警務官(警視正以上)に係る人事交流は含まない。

## 別表3 府省別国から地方公共団体の部長級以上の役職への出向状況

(平成26年10月1日現在)

府省名	出向者数	出向先ポスト名	
		都道府県	市町村
合計	359人	128人	231人
内閣府	3人		陸前高田市副市長 総社市保健福祉部長、宜野湾市理事(兼)建設部長
総務省	97人	栃木県副知事、群馬県副知事、千葉県副知事、福井県副知事、岐阜県副知事、大阪府副知事、岡山県副知事、愛媛県副知事、鹿児島県副知事 北海道総務部長、青森県総務部長、岩手県環境生活部長、宮城県震災復興・企画部理事兼次長、山形県総務部長、福島県企画調整部長、茨城県総務部長、千葉県総合企画部長、東京都東京消防庁参事、神奈川県広域連携担当局長、富山県経営管理部長、石川県総務部長、山梨県総務部長、長野県企画振興部情報化推進担当部長、静岡県危機管理部危機管理監代理兼危機管理部理事(消防安全対策担当)、愛知県地域振興部長、滋賀県総務部長、京都府総務部長、兵庫県企画県民部長、奈良県地域振興部長、和歌山県総務部長、鳥取県総務部長、島根県政策企画局長、広島県総務局長、山口県総務部長、徳島県保健福祉部長、香川県総務部長、高知県総務部長、福岡県総務部長、佐賀県統括本部長、長崎県総務部長、大分県総務部長、宮崎県総合政策部長、鹿児島県総務部長	宮古市副市長、石巻市副市長、南相馬市副市長、さいたま市副市長、川口市副市長、船橋市副市長、相模原市副市長、新潟市副市長、金沢市副市長、飯田市副市長、四日市市副市長、和歌山市副市長、岡山市副市長、広島市副市長、松山市副市長、北九州市副市長、鳥栖市副市長、長崎市副市長、熊本市副市長 札幌市財政局長、釧路市総合政策部長、青森市財務部長、仙台市財政局理事、さいたま市財政局財政部長、さいたま市都市戦略本部総合政策監、鶴ヶ島市総合政策部長、千葉市経済農政局長、市原市危機管理監、横浜市政務局担当理事(政策部担当部長)、川崎市消防局警防部担当部長、藤沢市総務部防災担当部長、新潟市財務部長、上越市財務部長、長野市財政部長、静岡市財政局長、浜松市財務部長、京都市行財政局財政担当局長、京都市消防局安全救急部担当部長、京都市消防局予防部担当部長、京都市総合企画局政策企画室京都創生推進部長、堺市財政局長、池田市総合政策部長、神戸市企画調整局大都市・広域連携担当部長、芦屋市総務部参事・財務担当部長、伊丹市財政基盤部長、和歌山市財政局長、有田市経営管理部長、岡山市財政局長、真庭市総務部長、下関市財政部長、徳島市財政部長兼理事、西予市企画財務部長、北九州市総務企画局政策部長、福岡市財政局長
外務省	2人	東京都政策企画局外務長、東京都政策企画局都市外交担当部長	
財務省	12人	静岡県副知事、奈良県副知事 山形県子育て推進部長、富山県理事、石川県企画振興部長、静岡県経営管理部財務局長、徳島県政策創造部課題解決統括監、熊本県企画振興部長	山武市副市長 釜石市復興推進本部事務局長、流山市財政部長、松阪市総務部長
文部科学省	16人	宮城県総務部理事、秋田県企画振興部部長待遇、千葉県教育委員会教育長、東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事、新潟県総務管理部参事(2)、長野県教育委員会教育長	つくば市国際戦略総合特区推進部長、野田市教育委員会教育長、彦根市教育委員会文化財部長、長浜市教育委員会教育部長、湖南省教育委員会教育長、神戸市企画調整局担当部長(科学技術担当)、島根県津和野町教育委員会教育長、岡山市ESD世界会議推進局長、瀬戸内市教育委員会教育長
厚生労働省	22人	新潟県副知事、愛知県副知事 北海道経済部労働局長、青森県健康福祉部長、栃木県保健福祉部長、千葉県健康福祉部保健医療担当部長、神奈川県理事(ヘルスケア・ニューフロンティア・医療政策担当)、岐阜県子ども・女性局長、三重県健康福祉部医療対策局長、奈良県医療政策部長、岡山県保健福祉部長、広島県健康福祉局長	桑名市副市長 大船渡市生活福祉部長、船橋市健康福祉局長、静岡市子ども未来局子ども未来部理事、東近江市健康福祉部長、吹田市医療まちづくり監、神戸市企画調整局担当部長、広島市経済観光局雇用推進担当部長、下関市保健部長、久留米市子ども未来部長
農林水産省	33人	大分県副知事 新潟県農地部長、石川県農林水産部長、山梨県農政部長、島根県農林水産部長、徳島県政策監補、長崎県水産部政策監、長崎県農林部政策監	南あわじ市副市長、出雲市副市長、福岡県大木町副町長、日南市副市長、鹿屋市副市長、鹿児島県徳之島町副町長 滝沢市経済産業部長、大崎市産業経済部産業振興局長、鶴岡市農林水産部長、茨城県茨城町生活経済部長、佐倉市産業振興部兼企画政策部理事、小田原市経済部水産振興担当部長、三浦市経済部水産担当部長、伊勢原市経済環境部部長級、新潟市農林水産部長、十日町市産業観光部長、小松市経済観光文化部長、勝山市農林部長、焼津市水産経済部長、養父市産業環境部農政担当部長、倉敷市文化産業局農林水産部長、笠岡市政策部長、西条市農林水産部参事官兼農林水産部長、石垣市農林水産部長、南城市産業建設部長

府省名	出向者数	出向先ポスト名	
		都道府県	市町村
経済産業省	24人	秋田県副知事	田村市副市長、潮来市副市長、富山市政策監、熱海市副市長、高知市副市長、古賀市副市長、佐賀県基山町副町長、指宿市副市長
		新潟県総務管理部長、岐阜県商工労働部長、愛知県産業労働部長、愛媛県経済労働部産業支援局長	酒田市商工観光部商工観光部長、南相馬市経済部理事、佐倉市産業振興部理事、瀬戸市交流活力部参事、大府市企画政策部参事、門真市市民生活部管理監（産業振興担当）、雲南市産業振興部統括監、玉野市政策部部長、真庭市産業観光部産業政策統括監、廿日市市環境産業部長、大村市商工観光部理事兼企業立地推進室長
国土交通省	148人	茨城県副知事、新潟県副知事、京都府副知事、長崎県副知事、宮崎県副知事	大船渡市副市長、一関市副市長、岩手県大槌町副町長、気仙沼市副市長、大崎市副市長、上山市副市長、取手市副市長、坂東市副市長、茨城県東海村副村長、宇都宮市副市長、本庄市副市長、春日部市副市長、成田市副市長、佐倉市副市長、習志野市副市長、浦安市副市長、香取市副市長、東京都中野区副区長、東京都豊島区副区長、富山市副市長、甲府市副市長、岐阜市副市長、静岡市副市長、沼津市副市長、豊橋市副市長、岡崎市副市長、豊田市副市長、東海市副市長、いなべ市副市長、大津市副市長、京都市副市長、貝塚市副市長、高石市副市長、東大阪市副市長、三次市副市長、庄原市副市長、高松市副市長、四万十市副市長、大牟田市副市長、久留米市副市長、佐伯市副市長、鹿児島市副市長
		秋田県建設部長、山形県県土整備部長、茨城県土木部都市局長、千葉県県土整備部長、東京都建設局三環状道路整備推進部長、東京都港湾局計画調整担当部長、東京都政策企画局国家戦略特区担当部長、東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策担当部長、神奈川県県土整備局住宅企画・耐震改修促進担当部長、神奈川県国道調整担当部長兼海岸保全担当部長、神奈川県大規模公園担当部長兼環境農政局都市緑地担当部長、新潟県交通政策局副局長、福井県土木部技幹、山梨県県土整備部長、長野県建設部長、静岡県交通基盤部港湾局長、静岡県理事（空港担当）、京都府建設交通部長、京都府建設交通部理事、京都府商工労働観光部京都舞鶴港振興監（兼）建設交通部理事、兵庫県県土整備部まちづくり局長、兵庫県農政環境部参事、兵庫県理事、奈良県県土マネジメント部長、和歌山県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木部空港港湾部長、広島県土木局長、徳島県県土整備部運輸総局長、徳島県県土整備部長、高知県土木部長、福岡県企画・地域振興部理事（兼）空港対策局長、福岡県県土整備部長、長崎県土木部長、鹿児島県土木部長、沖縄県土木建築部兼企画部参事	室蘭市港湾部長、盛岡市建設部長、宮古市都市整備部長、久慈市総合政策部産業開発担当部長、釜石市産業振興部長、相馬市建設部長、水戸市都市計画部長、つくば市環境生活部長、栃木市都市整備部長、さいたま市技監、川崎市都市計画部長、川口市技監（兼）都市計画部長、朝霞市都市建設部長、千葉市都市局長、船橋市建設局長、松戸市街づくり部審議監、野田市建設局長、東京都台東区都市づくり部長、東京都杉並区都市整備部都市再生担当部長、川崎市まちづくり局市街地開発部長、川崎市港湾局港湾経営部長、平塚市まちづくり政策部交通政策担当部長、厚木市理事、伊勢原市都市部国県事業推進担当部長、海老名市理事、新潟市技監、佐渡市総合政策監、輪島市建設部長兼土木課能越道推進室長兼都市整備課港湾利活用推進室長、福井市特命幹、駒ヶ根市技監、大垣市建設部技監、浜松市都市政策調整官、牧之原市理事、静岡県小山町専門監、静岡県吉田町理事、名古屋市住宅都市局長、一宮市建設部長、碧南市建設部建設調整監、名古屋港管理組合理事、四日市港管理組合経営企画部理事、栗東市建設部技監、京都市産業観光局観光MICE推進室担当部長、宇治市理事、長岡京市理事、堺市技監、高槻市技監、枚方市理事、宝塚市技監、岡山市下水道局長、岡山市政策局副局長、倉敷市技監、広島市都市整備局長、廿日市市建設部長、下関市港湾局長、下関市都市整備部長、阿南市理事、北九州市建築都市局計画部長、北九州市港湾空港局長、福岡市港湾局理事、福岡市総務企画局部長（水資源対策担当）、久留米市都市建設部長、宮崎市都市整備部長、都城市土木部長、宜野湾市理事
環境省	1人		横浜市温暖化対策統括本部担当部長
警察庁	1人	東京都青少年・治安対策本部長	

※各府省等欄において、上段下段の区分がある場合は、上段に特別職、下段に部長級のポスト名を記載している。

## 別表4 府省別地方公共団体から国の室長級以上の役職への受入状況

(平成26年10月1日現在)

府省名	受入者数	受入ポスト名
総務省	1人	消防庁消防大学校副校長
文部科学省	1人	文化庁文化財部伝統文化課主任文化財調査官
国土交通省	1人	北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所長

## 地方分権推進計画（抄）

〔平成10年5月29日〕  
閣 議 決 定

### 第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

#### 1 行政改革等の推進

##### (3) 人事交流と人材の育成

ア 国と地方公共団体との人事交流については、相互・対等交流の促進を原則として、交流ポストの長期固定化により生ずる弊害の排除に配慮しつつ、人事交流を進めることとする。各省庁は、毎年度、それぞれ行われた人事交流の人数、相手先、ポストの実績をわかりやすい形で公表するものとする。また、地方公共団体に対して、国に準じ、必要な措置を講ずるよう要請する。

都道府県と市町村の間の人事交流についても、国と地方公共団体との人事交流と同様の原則によるものとする。

## 採用昇任等基本方針（抄）

〔平成26年6月24日〕  
閣 議 決 定

### 6 人事交流等の推進

#### (2) 地方公共団体との人事交流等に関する指針

相互理解の促進及び広い視野を有する人材の育成の観点から、相互・対等交流を原則として、交流ポストの固定化による弊害の排除に配慮しつつ、地方公共団体との人事交流を進める。

また、国際社会の中で国益を全うし得る人材を育成するため、国際機関等への派遣、在外公館勤務、海外への留学等の機会の拡充に努める。